

災害事例
と
その対策
No.33

倉庫内で荷を取出し中、 落下した荷の下敷となる

1. 事業の種類 陸上貨物運送事業
2. 労働者数 43名
3. 被災者 フォークリフト運転者 男性32歳 勤続9年 経験7年
4. 傷病名 頭部及び背中部打撲（全治3週間）
5. 災害発生状況
 - (1) 被災者は倉庫の入庫担当者で、倉庫内に保管されている物品の受入れ、払出し業務を2.5tカウンタバランスフォークリフトにて単独で行なう作業従事者であった。
 - (2) 被災者は、当日午前8時30分に出勤し、責任者（事務職で作業担当係長）と打合せを行い作業に従事した。
 - (3) 午前中の入庫業務を終了し、午後からは夕方に出庫する物品の品揃え作業を行なった。出庫伝票に記載されている物品の種類と数量をパレットに取出し出荷ヤードに揃える作業である。
 - (4) パレット荷で3段積みをした洗剤（1パレット寸法110cm×110cm、高さ約95cm重量約400kg）の内1段目の物品を取出すため2段目と3段目のパレット荷と一緒にリフトしフォークを後方に移動した。
 - (5) 被災者はフォークリフトを地上1.2mの高さにリフトした状態で、エンジンをかけたまま駐車ブレーキを掛け、1段目の物品を他の積替パレットに取出す作業を行なった。
 - (6) 作業中突然3段目の荷（ダンボール箱入洗剤約56cm×34cm×18cm重量18kg）が崩れ、作業中の被災者の頭部と背中に落下した。
 - (7) 被災者はフォークリフト運転技能講習の修了者で、保護帽と安全靴は着用していた。
6. 災害発生状況
 - (1) エンジンをかけたままで停車し運転席を離れたこと。
 - (2) 積荷をリフトしたままで停車し運転席を離れたこと。
 - (3) マストが後方にティルトされておらず、殆ど垂直に近い状態であったこと。
 - (4) 積荷の状態を良く確認せずにリフトしたこと。
 - (5) 荷崩れ防止の処置を行なっていなかったこと。
 - (6) 荷の下で作業をしたこと。
 - (7) 作業手順書が利用されていなかったこと。
7. 災害防止対策
 - (1) 運転席を離れる時は、エンジンを切り、駐車ブレーキを掛けて、エンジンキーを抜いておくこと。
 - (2) 積荷をリフトした状態では絶対に運転席を離れないこと。
 - (3) 積荷をリフトする時は積付け状態を良く確認すること。
 - (4) 積荷状態で走行する時はマストを後方に十分ティルト（後傾）すること。
 - (5) 荷崩れ防止の処置をすること。
 - (6) フォークや荷の下には決して入らないこと。

(7) 作業手順書を活用し作業従事者が守るように指導すること。

(関係法令)

=労働安全衛生法=

- ・第20条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

=労働安全衛生規則=

- ・第151条の3（作業計画）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、当該作業に係る場所の広さ、地形、荷の種類等に適応する作業計画を定め、その作業計画により作業を行わなければならない。

また、定められた作業計画を関係作業者に周知させなければならない。

- ・第151条の4（作業指揮者）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、その作業の指揮者を定め前項の作業計画にもとづき作業の指揮を行わせなければならない。

- ・第151条の11（運転位置から離れる場合の措置）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械の運転者が運転位置から離れるときは、運転者に次の措置を講じさせなければならない。

1. フォーク、ショベル等の荷役装置を最低降下位置におくこと。
2. 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車輛負荷後運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。

